

本日の説明内容

- 1 労働災害の発生状況
- 2 建設工事における災害事例
- 3 最近の動向

1 労働災害の発生状況

令和2年の労働災害発生状況

労働災害発生状況(12月末日速報値・和歌山労働局)

業種	平成30年	平成31年・ 令和元年	令和2年	対前年増減 (%)
土木工事業	28	(1) 42	(3) 39	△6.7%
建築工事業	(2) 74	(3) 75	66	△12.0%
その他の建設業	18	(1) 17	11	△35.3%
建設業合計	(2) 120	(5) 134	(3) 116	△13.4%
全業種合計	(6) 1,014	(7) 991	(8) 971	△2.0%

- ※ 括弧内の数値は、死亡者数で死傷者数の内数である。
- ※ 単位:人
- ※ 各年とも速報値段階での数値で比較

令和2年の労働災害発生状況

労働災害発生状況(12月末日速報値・御坊署)

業種	平成30年	平成31年・ 令和元年	令和2年	対前年増減 (%)
土木工事業	10	15	(1) 14	△6.7%
建築工事業	11	13	12	△7.7%
その他の建設業	3	5	3	△40.0%
建設業合計	24	33	(1) 29	△12.1%
全業種合計	(1) 156	(2) 161	(3) 161	0%

- ※ 括弧内の数値は、死亡者数で死傷者数の内数である。
- ※ 単位:人
- ※ 各年とも速報値段階での数値で比較

死亡災害事例(令和2年/12月末日速報/和歌山局)

	発生月	管轄署	業種	事故の型	起因物	年齢層 経験区分	災害発生状況
1	2月	御坊	警備業	激突され	移動式 クレーン	80歳代 10年以上 15年未満	H型鋼(7.7m、660kg)を移動式クレーン使用のドラグ・ショベルでつり上げ、旋回したところ、玉掛け用の吊りクランプからH型鋼が外れ、付近で交通誘導を行っていた被災者に向かって倒れ、激突した。
2	6月	御坊	建設業	はさまれ、 巻き込まれ	ブルドー ザ	50歳代 40年以上	現場内でブルドーザを運転中、キャビンの扉を開け、後方でドラグ・ショベルを運転していた作業員に声をかけたところ、バランスを崩し、キャビンからキャタピラ上に転落し、そのまま巻き込まれた。
3	6月	和歌山	警備業	交通事故 (道路)	トラック	60歳代 20年以上 40年未満	国道沿いの道路構造物保守工事現場で交通誘導業務中、国道を走行してきた軽トラックにはねられた。
4	8月	新宮	産業廃棄物 処理業	墜落・転落	トラック	60歳代 10年以上 15年未満	宿泊施設敷地内において、車両積載型トラッククレーンを運転し、プラスチック製コンテナの回収作業を行っていた被災者が、当該クレーン脇に倒れているのを発見された。

死亡災害事例(令和2年/12月末日速報/和歌山局)

	発生月	管轄署	業種	事故の型	起因物	年齢層 経験区分	災害発生状況
5	9月	御坊	輸送用機 械製造業	飛来・落下	建築物・ 構築物	60歳代 40年以上 45年未満	工場内で船舶修理中、溶接で仮止めした鋼構造部材(重さ約6.3トン)の下を屈みながら通行したところ、仮止めが剥がれ当該部材が落下し、被災者に激突した。
6	10月	田辺	林業	激突され	集材架線	50歳代 6か月以上 1年未満	立木の伐採が終わり、先柱を切るために、チェーンソーを機械集材装置により運搬していたところ、先柱付近の切り株に引っかかった巻き上げ索が切り株から外れ、近くにいた被災者に索が当たったもの。
7	10月	和歌山	建設業	墜落・転落	建築物・ 構築物	70歳代 6か月未満	橋梁補修工事現場において、昼休憩を終え、作業を再開しようとしたが、被災労働者が見当たらず、付近を確認したところ、現場横の河床に被災者がうつぶせで倒れているのを同僚が発見した。
8	11月	田辺	建設業	墜落・転落	ドラグ・ ショベル	40歳代 2年以上 5年未満	同僚1名と被災者で工事で使わなくなったドラグ・ショベルをダンブに積み込み作業中、ダンブの荷台にドラグ・ショベルのクローラ先端をかけ旋回したところドラグ・ショベルがバランスを崩し横転、被災者が運転席から投げ出されドラグ・ショベルのヘッドガードと地面の間に頭部を挟まれたもの

2 建設工事における災害事例

災害事例 出典 厚生労働省HP内「職場のあんぜんサイト」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

The screenshot shows the homepage of the '職場のあんぜんサイト' (Workplace Safety Site). The header includes the Ministry's logo and navigation links. The main content area is divided into several sections:

- 労働災害統計** (Labor Disaster Statistics): Includes links for statistics, trends, and analysis.
- 災害事例** (Disaster Cases): Lists various types of incidents such as fatalities, injuries, and falls.
- 教材・資料** (Materials): Provides educational resources like training materials and safety manuals.
- お知らせ** (News): A section for recent updates and announcements.
- 事業主の方へ** (For Business Owners): Features a prominent 'お役立ち情報' (Useful Information) section with sub-sections like '見える！安全活動チェック結果発表！' and '転倒災害プロジェクト'.
- 安全衛生優良企業公表制度** (Safety and Health Excellent Company Disclosure System): Promotes a program to recognize and publicize safe companies.
- 化学物質** (Chemical Substances): A dedicated section for information on chemical safety, including GHS labels and MSDS sheets.

The 'お知らせ' section contains the following news items:

- 6月26日 労働災害事例を追加しました。
- 6月27日 【メンテナンスのお知らせ】6月17日(水)18:00~24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセスができませんので、あらかじめご了承ください。
- 7月27日 労働災害統計(令和元年確定値)を掲載しました。
- 8月27日 労働災害発生速報を更新しました。

災害事例 1

停車していたダンプトラックが坂道を逸走し、
下方に停車していたダンプトラックとの間には
さまれる



発生状況

公道の維持補修工事において、落石の除去および未舗装部分の窪みを修復する作業中、ダンプトラックが逸走して作業者が被災したもの。

災害発生当日、現場代理人Aがドラグショベルを運転し、作業員Bは4トンダンプトラックを、被災者は2トンダンプトラック(1m³弱の土砂を積載)を運転して補修対象となる道路を走行していた。

午後1時50分ごろ、代理人Aおよび作業員B、被災者の3人はそれぞれが運転していた車両から降りて、1分程度の打ち合わせを行い、各人が車両に戻る途中、坂の上方に停車させていた2トンダンプトラックが動き出し、被災者は逸走してきたダンプと4トンダンプトラックの荷台後方部分に頭部を挟まれた。

原因

- 1 ダンプトラックのサイドブレーキの引き方が甘かったこと
- 2 逸走してきたダンプトラックに気付かなかったこと

対策

- 1 車両は、平坦な安定した場所に停車することを原則とし、車両から離れる際には、エンジンを停止して、サイドブレーキを十分に引くとともに、ギヤを入れておく。
やむを得ず、傾斜地に停車する場合には、車輪止めを使用する等の措置を行う
- 2 建設用機械、ダンプトラック等を使用する現場での作業を行う場合には、周囲の安全を確認したうえで、歩行移動を行う

災害事例 2

フォークリフトで持ち上げた作業台が転落し、
乗っていた2名が被災し、1名が死亡



発生状況

工事建屋の増設工事において、既設フロアと増設フロアを仕切るブルーシートを吊り下げるため、フォークリフトで持ち上げた作業台に乗って作業していた2名の作業者が、作業台とともに転落。

この増設工事は、発注者（Z社）が元請（Y社）に発注して工事が進められ、増設フロアの建設工事がほぼ終わった後、既設フロアから増設フロアに生産設備を移設する作業をY社から請け負ったX社が行っていた。

移設作業の初日、X社の職長と同僚の作業員計4人は、既設フロアと増設フロアを仕切っていたブルーシートを取り外し、既設フロアで生産設備を解体し、増設フロアに移動する作業を行った。

1日の作業を終えたところ、発注者（Z社）の担当者から「その日の作業を終えたらブルーシートを元通りに吊り下げておくように」との指示があった。

そこで、X社の作業員4名は、現場付近にあった作業台（パレットの周囲を手すりで囲ったもの）をフォークリフトで持ち上げ、ブルーシートの吊り下げ作業を行った。

ブルーシートの吊り下げ作業を終えて、作業台を降下させたとき、作業台がブルーシートに引っかかったため、フォークリフトを後退させたところ、作業台が傾いて落下し、作業台に搭乗していた作業員2名が作業台とともに4mの高さから墜落した。

原因

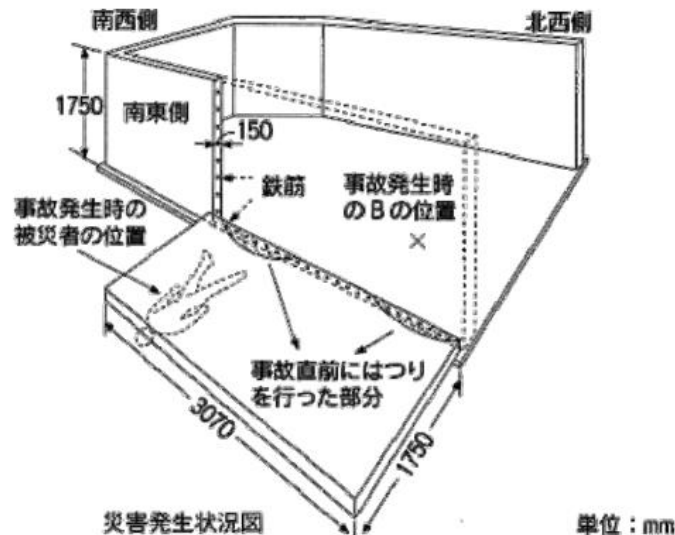
- 1 発注者(Z社)と元請(Y社)との連絡調整が十分でなかったこと
(あらかじめ、発注段階で移設作業中も増設フロアを仕切るブルーシートを吊り下げておくことが発注者から元請に伝わっていなかった)
- 2 高所作業を行うため必要な措置を講じないまま高所作業を行ったこと

対策

- 1 発注者と元請との連絡調整を十分に行い、安全な計画を立て作業を行うこと
- 2 高所作業を行うため必要な措置を講じた上で高所作業を行わせること

災害事例 3

鉄筋コンクリート造の塀の解体作業中、倒れてきた塀の下敷きになる



発生状況

鉄くず置場を囲む鉄筋コンクリート造の塀の一部を撤去するため、作業員2名で解体作業中、そのうち作業員1名が倒れてきた塀の下敷きとなり死亡。

鉄くず置き場の塀は、高さ1.75m、幅0.15mの鉄筋コンクリート造でコの字形に鉄くず置き場の三方を囲っており、工事の内容は、このうち一方の塀について長さ約3mにわたって撤去する予定であった。

作業は、先に地面と垂直の方向に切れ目を入れた部分に通っている鉄筋をすべて切断し終えた後、塀の下部のたたきに接している部分の鉄筋16本を塀の外側から切断する作業を開始。

16本の鉄筋すべてを切断し終えたとき、塀の撤去部分がゆっくりと外側に倒れだし、作業員に覆いかぶさる形で倒れた。

作業員は、本工事の具体的内容について事前に説明を受けておらず、現場で初めて塀の状況を見ている。

また、工事を請け負った会社では、塀の解体作業に関しての作業手順の定めはなく、本工事においても作業方法等については、すべて作業員が任されていた。

原因

- 1 安全な作業方法についての事前の検討がなされていない
- 2 解体作業において、塀の転倒を防止するためのサポート等の転倒防止措置が講じられていない
- 3 作業者に対する安全教育が十分に行われていない

対策

- 1 解体予定の塀の構造等の事前調査及び安全な作業方法の検討を行い、適切な作業計画を作成する
- 2 塀の転倒防止措置を講じる
- 3 作業者に対する安全教育の実施

災害事例 4

角材を加工中、携帯用丸のこ盤が反発して作業者に当たり死亡



発生状況

河川の護岸工事現場で発生した災害。

被災者は、携帯用丸のこ盤を使用して角材(長さ50cm、縦と横ともに5cm)を加工して測量用の杭を作るよう職長から指示された。

被災者は、丸のこ盤と角材を手にとって、作業していたところ、携帯用丸のこ盤が反発し、はずみで丸のこ盤の歯が被災者に当たった。被災者は、病院に搬送されたが、死亡した。

被災者が使用していた携帯用丸のこ盤は、もともと取り付けられていた安全カバーの金具が変形していたため、安全カバーが正常に作動せず、歯がむき出しのままであった。

また、機械の管理責任者が定められておらず、点検・整備も行われていなかった。

職長は、被災者に作業を指示した際、安全な作業方法について、具体的に示していなかった。

さらに、この事業場では、作業者に対して、携帯用丸のこ盤の取扱い等についての安全教育を実施していなかった。

原因

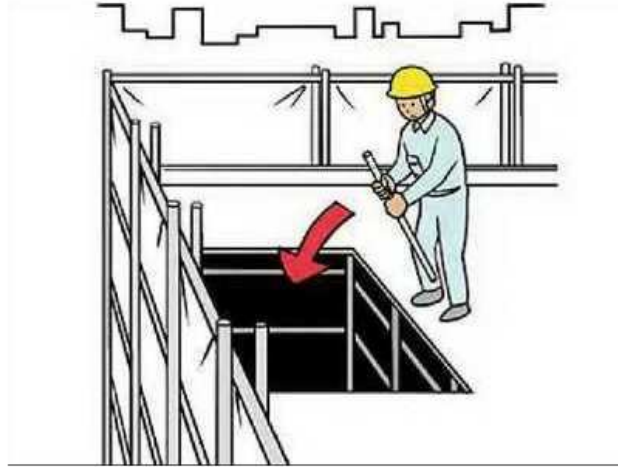
- 1 携帯用丸のこ盤の安全カバーが正常に作動せず、歯が剥き出しの状態で使用したこと
- 2 携帯用丸のこ盤と角材を手に持って、不安定な状態で作業したこと
- 3 被災者に対する作業方法の指示が不明確であった
- 4 被災者に対して、携帯用丸のこ盤の取り扱い等についての安全教育を実施していなかったこと

対策

- 1 携帯用丸のこ盤の安全カバーが正常に作動するように点検・整備を行っておく
- 2 携帯用丸のこ盤を使用する際は、安定な状態で使用する
- 3 安全な作業方法を具体的に示し、取り扱う作業者に安全教育を実施する

災害事例 5

6階建てのビル屋上での足場組み立て作業で、被災者が屋上の床スラブ上を移動中、開口部から23.5m下の地上まで墜落して死亡した



発生状況

SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)6階建てのビル屋上において、解体用の防音シートを張るための足場組み立て作業中、被災者(学生アルバイト)は壁つなぎの部材(長さ1.3mの単管)を壁つなぎ増設作業中の作業員に橋渡しをしようとして、屋上床スラブを移動中、解体ガラ投下用の開口部(幅1.7m×長さ3m×高さ23.5m)から、地上(1階床スラブ)まで墜落して死亡した。

原因

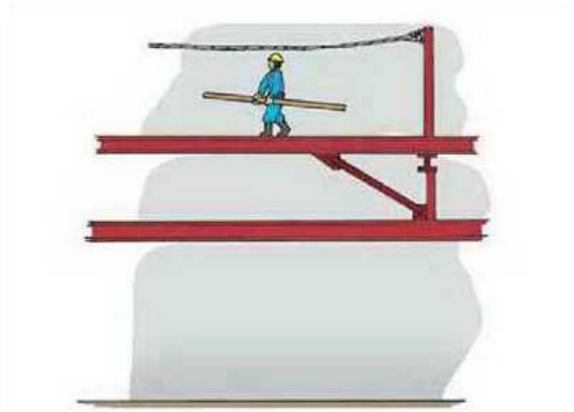
- 1 開口部立ち入り禁止とせず、覆い、囲い、手すりなどの墜落防止措置を講じなかったこと
- 2 安全な作業スペースを確保せず、屋上を壁つなぎ増設作業のスペースとしたこと
- 3 安全確保を盛り込んだ作業計画書策定、事業者間の協議組織、連絡・調整がなく、コンクリート工作物解体作業主任者の職務が的確に行われなかったこと
- 4 作業員に対し安全教育が不十分であった

対策

- 1 開口部には覆い、囲い、手すりなど墜落防止措置を講じ、周辺を立ち入り禁止とすること
- 2 適切な場所に作業を安全に行うためのスペースを確保すること
- 3 開口部の安全対策を盛り込んだ作業計画書の策定、安全確保について事業者間の協議する組織を設けて連絡・調整を密にし、コンクリート工作物解体作業主任者の職務を的確に行うこと
- 4 不慣れな作業員には安全教育を徹底すること

災害事例 6

鉄骨組み立て作業中、足を踏み外し墜落



発生状況

2階建て店舗新築工事の鉄骨組み立て作業において、高さ約8mにある梁上で鋼材(断面形状100×50×20mm、長さ約4m、重さ約16kg)を運搬していた作業者が墜落。

災害発生当日、工事現場には複数の作業グループが入場し、被災者を含む6名の作業者は鋼材およびブレースの取り付けを行うよう現場責任者から指示された。

被災者は、移動式クレーンで梁上に荷下ろしされた鋼材を取り付け位置まで運ぶ作業を担当していたが、作業を開始して約2時間後、鋼材を両手で抱えて幅10cmの梁の上を歩いて運搬中、足を踏み外して墜落した。

被災者は、直ちに病院に搬送されたが、死亡した。

当日、別の作業グループが現場責任者から鋼材とブレースの取り付けと並行して水平安全ネットを張るよう指示されていたが、被災者が墜落したときは、まだ張られていなかった。

被災者が足を踏み外した梁の上には安全帯用の親綱が設置されており、被災者は安全帯を着用していたが、フックを親綱にかけていなかった。当該現場では現場責任者が建築物等の鉄骨の組み立て等作業主任者に指名されていたが、複数の作業を同時進行させていたため、被災者らが安全帯を使用している状況を確認していなかった。

また、被災者は、当日、初めて現場に入場したものであったが、被災者に対し入場時安全衛生教育を実施することなく、作業に就かせた。

原因

- 1 被災者に安全帯を使用させていなかったこと
- 2 水平安全ネットが、設置されない状態のまま、梁の上で運搬作業を行わせる等、作業計画が不適切であったこと
- 3 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に指名された現場責任者が、安全帯の使用状況の監視、作業の直接指揮等、作業主任者としての職務を行っていなかったこと
- 4 初めて現場に入場した者に対して行うことにしている、作業方法や作業手順に関する安全衛生教育を被災者に実施しないまま作業に就かせたこと

対策

- 1 鉄骨組立作業においては、安全帯の使用を徹底する
- 2 作業者の墜落等の危険を防止する措置を先に実施する作業計画を策定する
- 3 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務を確実に行わせる
- 4 新規入場者に対する安全衛生教育を実施し、墜落の危険や作業方法等を教育した上で作業に就かせる

災害事例 7

法面の下方でブロックを積み上げる作業中、法面が崩壊した



発生状況

河川災害復旧工事において、擁壁を築造するための床掘り後、ブロック積み作業中に土砂が崩壊した。

擁壁は、10mと15mの2区間に分けて施工していた。災害発生当日はすでに10m分の擁壁が完成しており、残る15m分の擁壁を築造するため、コンクリート製のブロックを積む作業が予定されていた。

災害が発生した日の朝、現場には湧水が発生し、そのため、一部土砂が崩落しており、湧水の除去が必要となった。

水と土砂の除去後、作業を開始。作業は工事現場の法面上より資材(コンクリートブロック、バラス等)をドラグショベルでおろし、法面下で5人の作業者がコンクリート製のブロックを積み上げる作業を行っていた。

午後1時過ぎに強い雨が降ったので、ビニールシートを法面(最後に掘削したのは事故の前日)に張った。

すぐに雨が止んだので、作業を再開したが、午後4時40分ごろ、突然、法面の土砂が訳30m³崩壊し、コンクリート製ブロック積み作業を行っていた3人の作業者が崩壊した土砂に埋まった。2人は自力で脱出したが、1人は救出に時間がかかり死亡した。

原因

- 1 現場の地質調査が不十分であった
- 2 現場の土がかなり水を吸っていたため、法面が崩れやすくなっていた
- 3 崩壊した法面上を資材置き場とし、ドラグショベルを頻繁に使用していたため、局部的に土圧が加わった

対策

- 1 現場の地形、地質、地層等の状況を事前に十分調査し、その結果に基づく作業計画を作成する
- 2 法面崩壊危険防止のため、法面勾配の配慮を行うほか、矢板などの土留め支保工を用いることを検討する
- 3 法面上でドラグショベルなどの車両系建設機械を使用して作業を行う場合は、局所的な土圧が加わることによる法面の崩壊が生じないように土圧を分散させる対策をする
- 4 降雨後や湧水が発生した後において、法面下で作業前に法面の状況、湧水の状況等を十分に調査し、安全が確認できてから作業を行う

災害事例 8

ドラグショベルのバケットと壁との間にはさまれ死亡



発生状況

道路拡幅工事現場において、ドラグショベルのバケットにコンクリート打設用バケットをつるす作業中に発生。

災害発生当日の作業は、護岸コンクリート擁壁部分のコンクリート打設であり、午前中は作業員数名でコンクリート打設のための型枠の組立作業を行った。

午後は、現場にはドラグショベルの運転者Aと作業員Bの2人のみが残し、型枠へのコンクリート打設を行うことにした。

型枠にコンクリートを打設するため、作業員Bはドラグショベルにコンクリート打設用バケットをつるす準備作業を開始した。

この時、運転者Aはドラグショベルの運転席で作業員Bの作業状況を見ていたが、視界を確保しようと運転席から左手を使って運転席ドアを開けようとし、手を伸ばしたところ、腕がアーム操作レバーに触れ、ドラグショベルのアームが動きバケットと既設コンクリートブロック擁壁との間の狭い場所で作業をしていた作業員Bが、ドラグショベルのバケット背面と擁壁との間にはさまれ、死亡した。

コンクリート打設用バケットの移動は、移動式クレーンを手配して行うことなく、現場にあるドラグショベルを使用して作業する工事計画となっており、このドラグショベルには、つり上げ機能は付いていなかった。

原因

- 1 ドラグショベルを主たる用途以外の用途に使用したこと
- 2 ドラグショベルの運転者がレバーロック装置を使用しないで、ドアを開けようと腕を動かしたこと
- 3 ドラグショベルの可動範囲内の狭隘な場所で作業を行ったこと

対策

- 1 事前に安全に配慮した適切な工事計画を作成する
- 2 ドラグショベルの運転操作を休止するときは、操作レバーロック装置を使用するなどの運転者に対する安全教育を徹底する
- 3 ドラグショベルの可動範囲内の狭隘な場所で作業を行わせない

災害事例9

道路の中央線の塗替え作業中、トラックに激突され被災



発生状況

元請の現場代理人1名下請け作業員5名(塗替え作業及び交通誘導)の計6名で塗替え作業を行っていた。

作業は、手押し式の塗替え用機械を用い、道路の中央線の塗替えを行うものであり、作業員Aが操作、後方確認及び冷却のための水まきをBが行い、塗替え前の旧ラインの清掃作業をCが担当。また、元請の現場代理人Dが歩道上で検測作業を行い、他の作業員のE、Fは、通行車両の誘導を行っていた。

塗替え作業の途中で塗替え用機械の塗料が少なくなったため、塗料を補充することになり、いったん作業員全員が歩道に戻り、塗料の補充を行った。その後、車両誘導担当のEが進行してくる車両を車道に出て誘導を開始。次いで、作業員A、B、Cが車道に戻り、塗替え作業を再開した。また、車両誘導担当Fは、Eと逆の方向で車両の誘導を行うことになっていたが、誘導する位置に行く途中、すでにトラックが進入してきたため、トラックを通した。

トラックは、そのまま作業区間に進入したが、突然センターラインを越え塗替え作業中の作業員に激突し、作業員A、B、Cの3名が被災した。

塗替え作業の道路使用許可条件は、「片側交互通行」「防護車の配置」であったが、これらの措置を講じずに工事は行われていた。また、元請の現場代理人は施工方法等について、下請け作業員に対し具体的な指示を行っていなかった。また、当該作業にかかる安全作業手順が定められておらず、作業員に対する安全教育も実施していなかった。

原因

- 1 道路使用許可条件を遵守せず、車両を通行させながら塗替え作業を行ったこと
- 2 塗替え作業の施工方法等について、作業手順を定めず、作業者への安全教育を実施していなかった
- 3 現場代理人から、作業者に対し、具体的な作業指示を行うことなく、作業を進めた

対策

- 1 道路使用許可条件の遵守
- 2 工事開始前に、作業手順を定め、作業者に安全衛生教育を実施し、周知を徹底する
- 3 現場代理人から関係作業者に対して作業前打ち合わせを行い、安全な作業を行うための施工方法について具体的な指示の周知徹底

3 最近の動向

安全帯の規制に係る政省令・告示の改正



主な改正内容

(1) 安全帯を「**墜落制止用器具**」に変更

胴ベルト(U字つり)……「×」
 胴ベルト型(一本つり)・ハーネス型(一本つり)……「○」

(2) 墜落制止用器具は、「**フルハーネス型**」の使用を原則

※ フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は胴ベルト型(一本つり)の使用可

(3) **安全衛生特別教育**が必要

※ 特に危険性の高い作業(高さ2m以上で作業床を設けることが困難な場合)で、フルハーネス型を使用する作業などが対象

など

施行日：平成31年2月1日

(労働安全衛生施行令、労働安全衛生規則、特別教育規程)

経過措置(猶予期間)

2019年8月1日以前に製造された安全帯

(胴ベルト型(一本つり、U字つり)、ハーネス型のいずれも含む)であって、旧規格に適合しているものは、2022年1月1日までの間、

要求性墜落制止用器具とみなされるため、高さにかかわらず使用可能です。

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

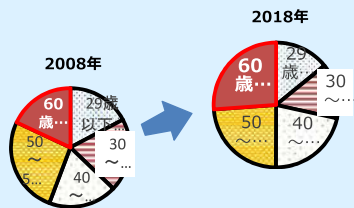
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

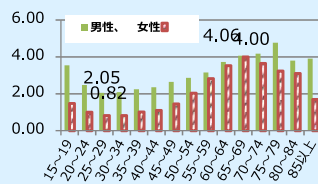


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

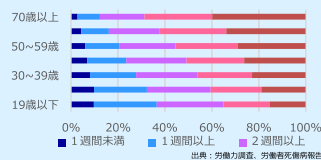
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

「労働災害は犯罪です。」

専業主婦は、労働者が労働災害によって休業・死亡した場合、所定の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、必ず労災基金センターへご相談ください。

厚生労働省・韓国府労働局・労働基準監督署
詳しくは、韓国府労働局ホームページをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp

業務中や通勤途中のケガに、健康保険は使えません!!

お仕事でのケガ等には、労災保険!

- 労災保険制度では、労働者が業務中または通勤途中に災害にあい（以下「労働災害」といいます）、その労働災害によって負傷、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。

! お仕事でのケガ等に健康保険を使うと、一時的に治療費の全額を自己負担しなければなりません!

健康保険は、労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。

- 労働災害によって負傷、または病気にかかったにもかかわらず、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合、治療費の全額を一時的に自己負担することになってしまいます。

健康保険: 全額自己負担 (X)

労働災害

労災保険: 自己負担なし (O)

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

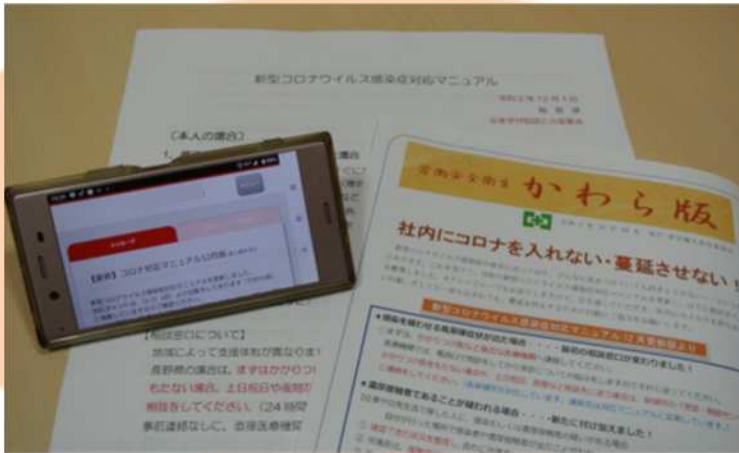
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
感染リスクのある社員の自宅待機
濃厚接触者の把握
消毒
関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろう 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
	(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0 1 2 0 - 6 0 - 3 9 9 9

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 三つの密の回避等の徹底		

項	目	確認
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む)。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		

項	目	確認
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.2.12版